



平成26・27年度の 後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました



	平成24・25年度	平成26・27年度	増減
均等割額	55,045円	56,584円	1,539円増
所得割率	10.88%	11.47%	0.59%増
賦課限度額	55万円	57万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

保険料額の算出方法

- 個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額 } 56,584\text{円} + \left(\text{総所得金額等}^{\text{※注1}} - 33\text{万円} \right) \times 11.47\% \text{ (所得割率)}$$

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

平成26年度の保険料軽減措置

- 世帯^(※注2)の所得額などに応じて、**均等割額**が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^(※注3) の合計額)
9割軽減	5,658円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,487円	33万円以下
5割軽減	28,292円	「33万円＋24万5千円×被保険者数」以下 ^(※注4)
2割軽減	45,267円	「33万円＋45万円×被保険者数」以下 ^(※注4)

※注2 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入した人などはその時点)が基準となります。

※注3 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

※注4 平成26年度から軽減対象の拡充が実施されています。

- 所得が低い人は、所得割額が軽減されます。

$$\text{所得割額を5割軽減} \quad (\text{判定基準}) \text{ 総所得金額等が91万円以下}^{\text{※注5}}$$

※注5 公的年金のみの場合は、その収入が211万円以下。

- 後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険^(※注6)の被扶養者であった人

均等割額が9割軽減されます(所得割額は、かかりません)	軽減後の保険料 年額5,658円
-----------------------------	---------------------

※注6 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合のことです。
国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7月に送付予定の「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

◎後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の保険証の有効期限は平成26年7月31日までとなっています。平成26年8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に郵送します。

【問い合わせ】 ・市市民課医療係(福間庁舎) ☎43・8128 ・後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092・651・3111